

令和2年4月14日

南志摩パールランド

分譲地所有者の皆様へ

一般社団法人 南志摩オーナーズクラブ

給水停止の葉書に注意

葉書の内容は、大阪簡易裁判所における民事調停事件です。
管理契約解除に合意したから道路水道を使用しないという個人
間の示談合意の内容です。水道・道路を止めるという判決ではありません。

所有権の放棄を望む個人が、平成9年に別会社（ノシアス？）と交わした管理契約の解除を求め、解除の結果として生じる事項についてまとめた示談内容を「即決和解」の形で簡易裁判所が確認しただけのもので、契約解除を求める必要のない人に関係のないことを、いかにもあるように歪曲した文書です。水道の給水停止を脅しの材料にして、関係のない人に不安を与え、管理費を徴収しようとして仕組まれた罠であります。

一度でも管理費を支払うと黙示の承諾として管理費の請求が正当化される可能性があるので注意するよう再三申し上げてきました。今回の件でお分かりのように、一度契約が成立してしまうと契約解除は非常に難しいということです。

3月9日「南志摩パールランド自治管理組合の総会議事録」を送付したとありますが、南志摩パールランド自治管理組合は既に解散したはずで、平成29年5月2日付で「解散」の通知が送付されています。他にも「ハートランド自治管理組合 理事長 上野玄津（上野健一）」や「木谷分譲地発展協議会 初代会長 上野玄津」等、勝手に団体を作って皆さんをだまそうとしています。分譲地所有者を愚弄する甚だしい行為ではないでしょうか。

以上